



柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

Yanagisawa Accounting Firm TEL: 0266-72-5060 FAX: 0266-72-5063

確定申告の初日提出ご協力の御礼

所得税の確定申告について、2月16日の受付早期の提出を目標に取り組んできました。皆さまに資料の準備等ご協力いただき、誠にありがとうございました。

例年は確定申告を行っていない方でも、令和3年中に「給与を2ヶ所以上から貰った」「給与以外の所得が20万円以上あった」「不動産を売却した」等の収入があれば確定申告の必要があるかもしれません。該当になりそうな場合には担当者へお問い合わせください。

事業復活支援金

■事業復活支援金とは

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらず売上が大きく減少している中小法人等及び個人事業者等に対して、2021年11月から2022年3月までの期間における影響を緩和して、事業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、事業全般に広く使えるよう、迅速かつ公正に給付するものです。

■申請要件

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
 - ・需要の減少による影響(消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行など)
 - ・供給の制約による影響(コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限など)
2. 売上が減っている

2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

■給付上限額及び給付額

事業収入減収率	個人	法人		
		年間事業収入 1億円以下	年間事業収入 1億円超5億円以下	年間事業収入 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

給付額＝基準期間の年間売上高合計額－対象月の売上高×5ヶ月分

※基準期間：(2018年or2019年or2020年11月～翌年3月)

対象月：(2021年11月～2022年3月のいずれか1月)

■申請の流れ

- ①アカウントの申請・登録
- ②事前確認に必要な書類の準備
- ③事前確認の実施(登録確認機関によるTV会議・対面・電話による書類の有無の確認や質疑応答による確認)
- ④申請

■申請期間

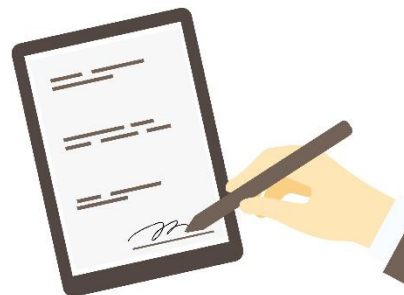
令和4年1月31日(月)～5月31日(火)

一遺産分割協議書②一

■ 相続人に海外在住者がいる場合

通常、相続人による遺産分割の合意が成立した場合には、遺産分割協議書を作成することになり、そこには共同相続人の全員が、それぞれ署名して、実印を押印することが必要となります。

しかしながら、日本において住所登録をしていない海外在住の相続人がいる場合には、印鑑証明書が発行されません。このような場合に、遺産分割協議書を作成するためにはどのような手続きが必要でしょうか。



海外在住者のため、日本での印鑑証明書に代わるものとして、本人の署名（及び拇印）が確かに領事の面前でなされたことを証明する署名証明書（サイン証明書）を現地の日本領事館等で発行してもらいます。署名証明書の発給条件等は次の通りとなっています。

1. 発給条件

1	日本国籍を有する方（二重国籍者を含む。）
2	現地に3か月以上滞在し、現在居住していること。（例外あり）
3	原則として日本に住民登録がないこと。
4	証明を必要とする本人が公館へ出向いて申請することが必要。

2. 必要書類

1	日本国籍を有していること及び本人確認ができる書類（有効な日本国旅券等）
2	署名（又は拇印）すべき書類

3. 証明の方法

署名証明の方法としては、次の2種類があります。どちらの証明方法にするかは提出先の意向によりますので、あらかじめ提出先に確認していただくことをお勧めします。

形式1	在外公館が発行する証明書と申請者が領事の面前で署名した私文書（遺産分割協議書等）を綴り合せて割り印を行うもの
形式2	申請者の署名を単独で証明するもの

また、相続財産の中に不動産がある場合には、不動産の登記申請に住民票が必要となります。日本国内に居住している相続人の住所を証明するには住民票等を使用すればよいのですが、海外居住の相続人の場合には、住所を証明する書類として「在留証明書」というものが必要になります。「在留証明書」とは、海外居住の日本人がどこに住所を有しているか、または、どこに住所を有していたかをその地を管轄する在外公館が証明するものになります。在留証明の取得にも、発給条件や必要書類があります。

税金・会計 Q&A

Q 令和5年10月から始まる、消費税のインボイス方式(制度)とは？

1. 消費税のインボイス制度とは？

インボイス制度とは簡単にいえば、取引内容や消費税率、消費税額などの記載要件を満たした請求書などを発行・保存しておくという制度です。要件を満たした請求書を保存しておくことで、仕入側は消費税の仕入額控除を受けることができます。

2. インボイス制度の概要

①インボイス（適格請求書）とは、

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書（請求書）」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

②インボイス制度とは、

<売手側>

売手である**登録事業者**は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

※買手が、仕入税額控除を受けるためには、売手が「登録事業者」であることが必要です。また、「登録事業者」になるためには、登録申請の手続きが必要です。

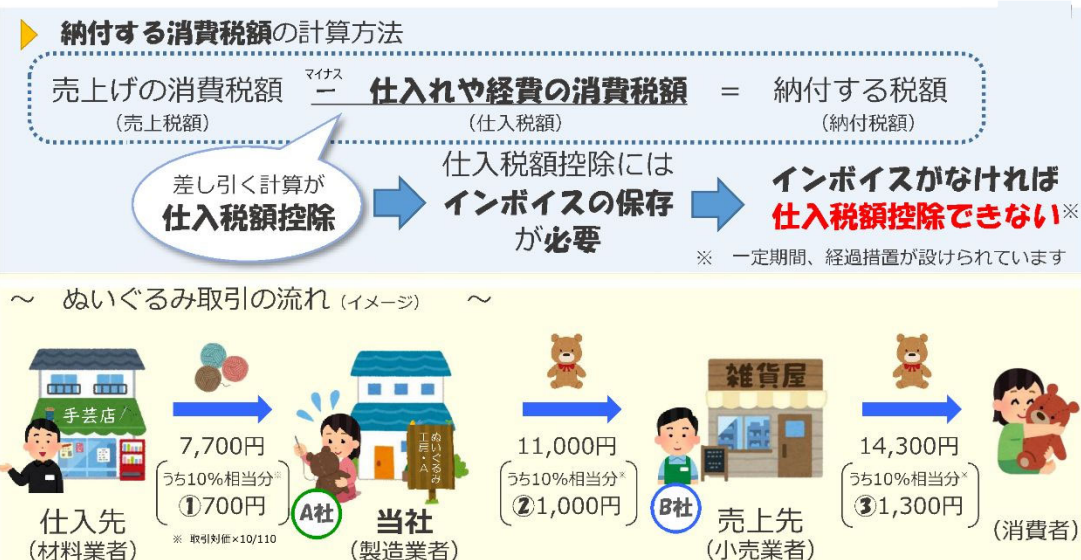
<買手側>

買手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス（※）の保存等が必要となります。

※買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

（仕入税額控除ってなに？）

消費税の仕入税額控除とは、納付する消費税額を計算する方法です。



（橋本健治）

令和4年度 税制改正

～賃上げ促進税制～

■賃上げ促進税制（中小企業向け）

従前の所得拡大促進税制が見直され、雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大 40%を法人税額から控除できる制度に改正されます。

【適用期間】 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度

【適用要件】 雇用者全体の給与等支給額が前年度比で 1.5%以上増加

【税額控除額】

雇用者全体の給与等支給額が前年度比で 1.5%以上増加した場合、増加額の 15%の税額控除、また 2.5%以上増加した場合は増加額の 30%の税額控除を適用することができます。

さらに教育訓練費（雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得・向上させるための費用のうち一定のもの）が前年度比で 10%以上増加した場合、増加額の 10%の税額控除を適用することができます。

必須要件

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で2.5%以上増加

⇒ **30%税額控除***

or

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で1.5%以上増加

⇒ **15%税額控除***



追加要件

教育訓練費が
前年度比で10%以上増加

⇒ **+10%税額控除***

中小企業向けの
詳細情報はこちら



***最大 40%の税額控除が可能です。ただし法人税額の 20%が上限です。**

なお令和4年3月31日までに開始する事業年度を対象とした所得拡大促進税制については、事業年度開始日によって適用要件等が異なります。

（北原隆幸）

職員コラム

～思いやりの行動～

鶴迫 菜

皆さんこんにちは。令和1年7月入社の鶴迫です。今回は入社して以来、久しぶりのコラムを書かせていただきます。神奈川県から越してきて約3年が経とうとしていますが、今年は初めて大雪を経験しました。地元では雪が降るのも珍しく、雪が降った日は傘をさすかどうか悩んでしまうほどです。少量の雪でも交通機関が乱れたり、珍しいからこそ、そんな日は何かと忙しかったのを思い出します。

そんな私でしたが雪も身近になり、ふらっと外に出れば山々の雪化粧を見て、綺麗だなと感じたり、日常の中で雪を感じられるのは雪国の良いところだと思います。ですが2月に警報級の大雪が降りましたね。私は雪を楽しむ余裕がなくなりましたが、ほっとする出来事がありました。それは職場の同僚や家の周りの住民の方々がしてくれた雪かきです。誰かが困ることを想定して寒い中先回りして雪かきをしてくれたおかげで、雪道に慣れていない私でも安全に通勤することができました。その出来事を通して雪かきは「思いやりのたくさん詰まった行動」だなと思いました。

私も昨年誰かの力になれたらと思い My スコップを購入しましたが、今年はまだうまく使いこなせず、来年こそはお役に立てるようになれたと思います。頑張ります！

